

事務局使用欄  
(受付番号)

—

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)

住 所 盛岡市内丸 12-2

事業所（法人）名 もりおか食品

代表者名 盛岡 太郎

## 盛岡ブランド品認定申請書

盛岡ブランド品認定要綱第4条第1項の規定により、次のとおり盛岡ブランド品として認定を受けたいので申請します。

申請事項等	説明等		
1 品目の分類	大分類 (1) 中分類 (9) 小分類 (2)		
2 主な商品等の名称及び容量等	内丸まんじゅう(10個入り、20個入り)		
3 国が定める規格・登録等の状況 (証明書等の写しを添付してください。)	規格等の名称	登録等年月日	登録等番号
	JAS規格	平成3年9月9日	9999999999
4 製造物責任法の適用 適用を受ける場合、PL保険の加入状況	適用を受ける 適用を受けない ①あり ②なし ③加入予定時期 ( 年 月)		
5 商品等の生産・製造場所 (主な原材料、最終生産物について記載してください。)	まんじゅうの製造…盛岡市内(自社工場内) 館…盛岡市内(自社工場内) 小麦粉…北海道産 あずき…北海道産、粗糖…岩手県産		

<p>6 主な原材料、添加物</p>	<p>※使用している食品添加物などを記入し使用理由の説明資料を添付</p> <p><b>主な原材料</b> 小麦粉、小豆、粗糖</p> <p><b>食品添加物</b> ステアロイル乳酸ナトリウム…2g/kg以下。 (製造工程の改良、内相、食感の向上、老化の防止のため。) 重曹(炭酸水素ナトリウム)…0.4g/個</p>
<p>7 事業者のプロフィールや製品開発のストーリーなど</p> <p>江戸時代後期に「内丸菓子輔」として初代社長の南部一郎により営業を開始。当時はみたらし団子が主力商品であったが、明治に入り、鉄道の普及等による観光客の増加を受けて、お土産品として内丸まんじゅうを開発、販売を開始した。実際にはお土産品としてではなく、地元での贈答品として愛されることとなり、特に北山の寺町が近かったこともあり、香典返しとして選ばれることが多かったようである。</p> <p>高度成長期には、食生活の変化を見込み、ビーフカレーまんじゅうやコロッケまんじゅうなどを開発・販売するほか、盛岡三大麺の普及を受けて、じゃじゃまんじゅう、キムチまんじゅうなども販売した時期があったが、現在は明治時代のレシピを忠実に受け継いだ餡子味のみを製造している。</p> <p>なお、平成2年に三代目社長の南部三郎が高齢を理由に一旦店を閉めたが、内丸まんじゅうの消滅を惜しんだ現社長の盛岡太郎が、南部三郎から製造方法の教授を受け、店舗も引き継ぎ、現在の「もりおか食品」として平成3年4月から再スタートし、内丸まんじゅうを製造している。</p>	
<p>8 盛岡ブランド品としてのアピールポイント</p> <p>※歴史、名前の由来、商品等に対するこだわり、盛岡を想起させるポイントなど</p> <p>食品添加物等は加えているものの、味としては明治期のものを踏襲している。特に盛岡の味として長年親しまれている餡子の味については、最もこだわりのある部分であり、配合は門外不出である。なお、当初は「あんこまんじゅう」として販売していたが、模造品が増加したため、特性の焼印をまんじゅうに押すこととなった。その印がたまたま「四角の内側に○」であったため、内丸まんじゅうと名称変更したことが名前の由来となっている。</p>	

※団体申請の場合、加盟事業者を別紙に添付してください。

※製造を委託している場合は、委託先事業者名、所在地が分かる書類を添付してください。

※記載欄が足りない場合は、適宜別紙に記載し添付してください。

様式第4号(第6条関係)

令和 年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)

住 所 盛岡市内丸 12-2

事業所(法人)名 もりおか食品

代表者名 盛岡 太郎

## 盛岡プレミアムブランド品認定申請書

盛岡ブランド品認定要綱第6条第1項の規定により、次のとおり盛岡プレミアムブランド品として認定を受けたいので申請します。

申請事項等	説明等		
1 品目の分類	大分類 (1) 中分類 (9) 小分類 (2)		
2 主な商品等の名称、容量及び金額等	内丸まんじゅう(10個入り、20個入り)		
3 国が定める規格・登録等の状況 (証明書等の写しを添付してください。)	規格等の名称	登録等年月日	登録等番号
	JAS規格	平成3年9月9日	9999999999
4 製造物責任法の適用	適用を受ける 適用を受けない		
適用を受ける場合、PL保険の加入状況	①あり ②なし ③加入予定時期( 年 月)		
5 商品等の生産・製造場所 (主な原材料、最終生産物について記載してください。)	まんじゅうの製造…盛岡市内(自社工場内) 餡…盛岡市内(自社工場内) 小麦粉…北海道産 あずき…北海道産、粗糖…岩手県産		

<p>6 主な原材料、添加物</p>	<p>※使用している食品添加物などを記入し使用理由の説明資料を添付</p> <p><b>主な原材料</b> 小麦粉、小豆、粗糖</p> <p><b>食品添加物</b> ステアロイル乳酸ナトリウム…2g/kg以下。 (製造工程の改良、内相、食感の向上、老化の防止のため。) 重曹(炭酸水素ナトリウム)…0.4g/個</p>
<p>7 事業者のプロフィール</p>	<p>江戸時代後期に「内丸菓子輔」として初代社長の南部一郎により営業を開始。当時はみたらし団子が主力商品であったが、明治に入り、鉄道の普及等による観光客の増加を受けて、お土産品として内丸まんじゅうを開発の販売を開始した。実際にはお土産品としてではなく、地元での贈答品として愛されることとなり、特に北山の寺町が近かったこともあり、香典返しとして選ばれることが多かったようである。</p> <p>高度成長期には、食生活の変化を見込み、ビーフカレーまんじゅうやコロッケまんじゅうなどを開発・販売するほか、盛岡三大麺の普及を受けて、じゃじゃまんじゅう、キムチまんじゅうなども販売した時期があったが、現在は明治時代のレシピを忠実に受け継いだ餡子味のみを製造している。</p> <p>なお、平成2年に三代目社長の南部三郎が高齢を理由に一旦店を閉めたが、内丸まんじゅうの消滅を惜しんだ現社長の盛岡太郎が、南部三郎から製造方法の教授を受け、店舗も引き継ぎ、現在の「もりおか食品」として平成3年4月から再スタートし、内丸まんじゅうを製造している。</p>

※団体申請の場合、加盟事業者を別紙に添付してください。

※製造を委託している場合は、委託先事業者名、所在地が分かる書類を添付してください。

※記載欄が足りない場合は、適宜別紙に記載し添付してください。

8	盛岡プレミアムブランド品としてのアピールポイント（該当する項目に○を記入）
	①卓越した技術に裏づけされた良さが醸し出されている点（技術）
○	②盛岡の風土や文化から生まれ、古くから暮らしの中で親しまれている点（伝統・歴史）
	③品質の良さが消費者などから評価されている点（第三者評価）
○	④生産者の思いやこだわり、将来性などが商品に色濃く反映されている点（理念）
	⑤地域性や商品のストーリーなどが確立され、特徴的な点（商品の背景）
	⑥異文化の良さを取り入れ、新しい価値を生み出している点（革新性）
	⑦他の地域にはない盛岡ならではの希少な点（希少性）

※○を記入した項目について、その内容を記載してください（複数に○を記入した場合は、複数回答）。

項目番号（ ② ）

内丸まんじゅうは、明治時代から市民に親しまれており、特に贈答品、特別な日のささやかな贅沢品として上ノ橋町・本町などの商家を中心に、暮らしのなかで親しまれてきた。

仁王小学校では、大正時代から昭和初期には運動会での賞品として採用され、子どもたちはまんじゅうを得るために競技に熱中した(資料1:大正12年10月1日付け岩手日報記事)。

また、明治時代から味を保ち続けてきたものの、太平洋戦争のため砂糖が貴重品であった昭和18～20年には、餡子の代用品としてさつまいも、かぼちゃ、くり、干し柿を混ぜ込んだものをまんじゅうの種として製造(資料2:盛岡市民生活史編纂委員会著「盛岡市民生活史」P253のコピー)。戦後30年を記念し、昭和50年11月にこれを1,000個限定で復刻したところ、当時を懐かしむ市民が列をなし、1時間で売り切れた(資料3:昭和50年11月5日付け盛岡タイムス記事)。

このように、内丸まんじゅうは古くから市民の生活に欠かせないものであったのみならず、時代を映す鏡のような存在として、明治以降の盛岡になくてはならないものであった。

項目番号（④）

前述のとおり内丸まんじゅうは明治時代から味を保ち続けてきたことに大きな特徴があるが、この味付けについては一般的な餡子に比べ、砂糖が多めの配合となっているため、甘い仕上がりになっている。開発当時では「甘めのまんじゅう」という市民の認識であったが、昭和以降も「甘いまんじゅう」というイメージは変わらず、昭和60年前後に県内を対象に放映された当社のCMは、おもちゃをねだる子どもに対し、母親が「お母さんは内丸まんじゅうみたいに甘くないわよ！」と叱るという内容であった。

この「甘さ」を保ち続けている点は開発当時の強いこだわりである。発売時の明治期はまだ砂糖が貴重品で、その砂糖をたっぷりを使用したまんじゅうというのは、当時の人々にとって「おもてなし」そのものであった。北海道開拓が進み、砂糖が貴重ではなくなってからも、その味、つまりは「味によるおもてなし」の姿勢を変えることは無かった。ただ、前述のとおり戦中は砂糖を使わずに製造したことを余儀なくされたが、昭和21年夏ごろから餡子まんじゅうの製造を再開したことで、市民は平和の味として、内丸まんじゅうの甘さを味わったということである。(資料4:和賀四太郎著「岩手和菓子史」P153のコピー)なお、甘さが強いにもかかわらず後味のしつこさが無いと評されるが、これは門外不出の隠し味によるもので、明らかににはできないが、玉山地域に自生するある植物を使用したことによる。

(商品の写真を添付し、必要に応じて資料を添付してください。)

高度成長期から昭和の終わりにかけて、ビーフカレーまんじゅうやコロツケまんじゅうなどを開発・販売するほか、盛岡三大麺の普及を受けて、じゃじゃまんじゅう、キムチまんじゅうなども販売した時期があったが、全く売れ行きは不調であった。「まんじゅうの味を安易に変えることは、市民の期待を裏切ることになる」と社長を始め、社員にとっても大きな教訓となった。これも、現在の味に対するこだわりの原動となっている。(資料5:南部三郎著「人生はまんじゅうとともに～内丸菓子輔三代目社長自伝」P221～235 のコピー)

事務局使用欄 (受付番号)	—
------------------	---

様式第 8 号 (第 10 条関係)

令和 年 月 日

盛岡市長

様

(申請者)

住 所 **盛岡市内丸 12-2**

事業所 (法人) 名 **もりおか食品**

代表者名 **盛岡 太郎**

盛岡ブランド品等有効期限更新申請書

盛岡ブランド品認定要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり有効期限を更新したいので資料を添えて申請します。

記

申請事項等	説明等
1 認定番号	盛岡ブランド品 認定第 <b>99—9999</b> 号 盛岡プレミアムブランド品 認定第 号
2 品目分類	大分類 (1) 中分類 (9) 小分類 (2)
3 主な商品等の名称及び容量等	<b>内丸まんじゅう(10個入り、20個入り)</b>
4 前回認定時からの変更内容	<b>なし</b>
5 その他特記事項	<b>なし</b>

担当者

所属：〇〇部	役職・氏名：〇〇 〇〇
TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス：〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇	

記載例

事務局使用欄 (受付番号)	—
------------------	---

様式第 10 号 (第 11 条関係)

令和 年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)  
住 所 **盛岡市内丸 12-2**  
事業所 (法人) 名 **もりおか食品**  
代表者名 **盛岡 太郎**

盛岡ブランド品等変更申請書

盛岡ブランド品認定要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり内容を変更したいので資料を添えて申請します。

記

申請事項等	説明等	
1 認定番号	認定第 <b>99 -9999</b> 号	
2 品目分類	大分類 (1) 中分類 (9) 小分類 (2)	
3 商品等の名称	<b>内丸まんじゅう(10個入り、20個入り)</b>	
4 変更事項		
(1) 変更事項	<b>粗糖をタイ産へ変更</b>	
(2) 変更の理由	<b>従来使用していた北海道産の粗糖の減産により入手困難となったため。</b>	
(3) 変更の内容	変更後	変更前
	<b>原材料 粗糖(タイ産)</b>	<b>原材料 粗糖(北海道産)</b>
(4) 変更予定時期	<b>令和5年3月</b>	

記載例

事務局使用欄  
(受付番号)

—

様式第 12 号 (第 12 条関係)

令和 年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)

住 所 **盛岡市内丸 12-2**

事業所 (法人) 名 **もりおか食品**

代表者名 **盛岡 太郎**

盛岡ブランド品等変更届出書

盛岡ブランド品認定要綱第 12 条の規定により、次のとおり内容を変更したので資料を添えて届け出ます。

記

届出事項等	説 明 等	
1 認定番号	認定第 <b>99 -9999</b> 号	
2 品目分類	大分類 (1) 中分類 (9) 小分類 (2)	
3 商品等の名称	<b>内丸まんじゅう(10個入り、20個入り)</b>	
4 変更事項		
(1) 変更事項	<b>電話番号の変更</b>	
(2) 変更の理由		
(3) 変更の内容	変更後	変更前
	<b>019-999-9999</b>	<b>019-111-1111</b>
(4) 変更時期	<b>令和4年3月</b>	

記載例

事務局使用欄  
(受付番号)

—

様式第 13 号 (第 13 条関係)

令和 年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)

住 所 **盛岡市内丸 12-2**

事業所 (法人) 名 **もりおか食品**

代表者名 **盛岡 太郎**

盛岡ブランド品等認定取消届

盛岡ブランド品認定要綱第 13 条第 1 項の規定により、認定を取消ししたいので、認定書を添えて届け出ます。

記

記届出事項等	説明等
1 認定番号	認定第 <b>99 -9999</b> 号
2 品目分類	大分類 (1) 中分類 (9) 小分類 (2)
3 商品等の名称	<b>内丸まんじゅう(10個入り、20個入り)</b>
4 返還理由	<b>製造中止のため。</b>

※認定書を添付してください。

記載例

事務局使用欄  
(受付番号)

—

様式第 15 号 (第 21 条関係)

令和 年 月 日

盛岡市長 様

(届出者)

住 所 **盛岡市内丸 12-2**

事業所 (法人) 名 **もりおか食品**

代表者名 **盛岡 太郎**

盛岡ブランド品等認定マーク使用届出書

盛岡ブランド品認定要綱第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり、認定マークを使用したいので届け出ます。

記

項 目	説 明 等
1 認定番号	認定第 <b>99 -9999</b> 号
2 品目分類	大分類 (1) 中分類 (9) 小分類 (2)
3 商品等の名称	<b>内丸まんじゅう(10個入り、20個入り)</b>
4 使用方法	<b>化粧箱への印刷。 店舗へのシール添付。</b>
5 シールの希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 希望する (希望枚数 <b>1000</b> 枚) ・ <input type="radio"/> 希望しない
6 その他 (使用方法の変更 の場合は変更方法)	